

中央環境審議会地球環境部会
産業構造審議会産業技術環境分科会
地球環境小委員会
合 同 会 合（第 43 回）

平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日

中央環境審議会地球環境部会
産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会
合同会合（第43回） 議事次第

平成27年11月18日

10:20～12:20

経済産業省本館講堂

1 開 会

2 議 題

（1）2013年度の対策・施策の進捗状況について（経済産業省、環境省関連施策）

（2）COP21に向けた国際交渉の状況について

（3）その他

・日本の約束草案について（報告）

・ICEFの開催について（報告）

3 閉 会

（配付資料）

資料1 中央環境審議会地球環境部会 委員名簿

資料2 産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会 委員名簿

資料3-1 気候変動枠組条約第20回締約国会議（COP20）について

資料3-2 国連気候変動枠組条約第20回締約国会議（COP20）京都議定書第10回締約国会合（CMP10）等の概要と評価

資料3-3 Innovation for Cool Earth Forum（ICEF）について

資料4-1 中環審・産構審合同専門家会合における審議内容（概要）

資料4-2 中央環境審議会地球環境部会 2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ合同専門家会合で頂いた御意見について

参考資料1 委員からの御意見

参考資料 2 中央環境審議会地球環境部会 2020 年以降の地球温暖化対策検討小委員会・
産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループ
合同会合（合同専門家会合）の開催について

参考資料 3 中央環境審議会地球環境部会 2020 年以降の地球温暖化対策検討小委員
会委員名簿

参考資料 4 産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキ
ンググループ委員名簿

参考資料 5 委員からの御意見

○服部環境経済室長　定刻となりましたので、ただいまから中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合を開催いたします。

ご多忙のところを恐縮ですが、先ほどの合同会合に引き続いてよろしくお願いいたします。

本日の審議は公開とさせていただきます。

また、産業構造審議会地球環境小委員会及び中央環境審議会地球環境部会の委員に交代がございました。大変失礼とは存じますが、時間の都合により、名簿の配布をもってご紹介に代えさせていただきます。

冒頭、経済産業省大臣官房審議官の三又より一言ご挨拶させていただきます。

○三又経済産業省大臣官房審議官　皆さん、おはようございます。経済産業省の三又と申します。本日は大変ご多忙の中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

それから、浅野部会長、山地委員長、両先生には昨年に引き続きまして、この会合をお取りまとめいただきまして、大変感謝を申し上げる次第でございます。

この合同会合は約束草案の検討状況を報告させていただきました1月の開催以来の開催ということになりますので、その間の状況につきまして簡単にご紹介をさせていただきたいと思います。

まずご案内のとおり、前回の会合のときに話題になりました約束草案でございますけれども、今年7月の政府の地球温暖化対策推進本部におきまして2030年度に2013年度比で26%の温室効果ガスの削減を目標とする内容の約束草案を決定いたしまして、これを国連に提出をいたしました。この目標はエネルギーミックスとも整合的なものとなるよう裏付けのある対策・施策、技術の積み上げによりまして実現可能なものということで策定をしたものでございます。同時に、この目標は国際的に見て遜色のない目標であります。石油ショック後と同レベルの大幅な省エネや再生可能エネルギー、原子力といった非化石エネルギーの最大限の導入を見込んだ非常にチャレンジングな目標となっており、たゆまぬフォローアップ、PDCAサイクルをしっかりと回していくことが不可欠であると考えております。今月末からはCOP21がスタートをいたします。各国が、これまでに150カ国以上が約束草案を既に提出をしておりますが、その約束草案のトータルの、提出した国の世界の排出量に占めるカバレッジは9割に達するなど地球規模で対策に取り組む大きな機運が生じているところでございます。これは京都議定書のもとでの削減義務を負った国のカバレッジ

と比べますと大幅に上回るものでありまして、我が国としてはこの交渉に臨むに当たってすべての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築する必要があるということを常々日本の基本ポジションにしておりますけれども、そういった国際枠組みに向けて大きく前進をしているところだというふうに思っておりますし、このいわゆるプレッジ・アンド・レビュー方式という形になる流れになっておりますけれども、こういったものがこういう実効性を高める枠組みづくりの上で非常に大きな寄与をしているというふうに認識をしております、引き続き、いずれにしましても今後の交渉に向けて政府一丸となって当たってまいりたいと考えております。

他方、この約束草案、これまで提出された約束草案の積み上げでは 2030 年の地球全体の総排出量を 570 億トンまで抑えられるものの、ここから 2050 年までにいわゆる 2 度目標を最小限のコストで達成できるようなシナリオとの間ではギャップがありまして、その 2050 年までの間にそのギャップを埋めるには 300 億トン超の追加削減が必要だというような指摘もなされているところでございます。COP21 の後も見据えて中長期的な観点から抜本的な排出削減を可能とするような環境エネルギー技術のイノベーションを一層強化していく必要があるというふうに私ども考えております。

先月、東京で先進国、途上国を含めた地球温暖化対策技術のイノベーションを促進するプラットフォームとしての ICEF (Innovation for Cool Earth Forum) という国際カンファレンスを開催いたしました。ここにはアメリカや COP21 の議長国であるフランスの政府高官であるとか、世界の産学官のリーダーが集まったわけでございますけれども、これらの海外の要人からも技術面での日本のリーダーシップに対して高い期待が寄せられております。官民の英知を結集し、世界大での排出削減に資するイノベーションを生み出すということは科学技術立国である日本らしい貢献でありまして、環境と経済を両立していく鍵であると考えている次第でございます。

結びに、先ほども申し上げたとおり、この約束草案、これから 2030 年に向けて実施の段階に入っていくわけですが、対策、施策のフォローアップの重要性というのが非常に鍵でございます。そういう意味で本日の会合におきましてその次の一手につなげるためにも委員の皆様方の忌憚のないご意見を賜ればと考えている次第でございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○服部環境経済室長　続きまして、産業構造審議会地球環境小委員会の山地委員長、中央環境審議会地球環境部会の浅野部会長の順にご挨拶をお願いいたします。

○山地産業構造審議会地球環境小委員会委員長　産構審地球環境小委員会の委員長を務めております山地でございます。座ったままで挨拶させていただきます。

ただいまの三又審議官の話に特に付け加えることはございませんけれども、私の個人的な意見を申し上げさせていただくと、地球温暖化対策は長期的、かつグローバルな視点から対応していくということが重要だと考えています。長期的という視点からみると、リスクですね、この問題に関する不確実性を伴うリスクがたくさんございます。温暖化そのものもリスクでありますし、それに対応することに伴う経済的なリスクもある、国際政治上のリスクもある。これをどう見ていくか、そのリスクを長期的にマネジメントしてきちんと取り組む、これが1つ。もう一つはグローバルな視点。我が国の温室効果ガス排出の世界シェアというのは多分、今は3%ぐらいですけども、今後それはさらに低くなっていくわけで、国内対策はもちろん重要なのですが、それと同じか、それ以上に国際貢献が重要になっていくと思います。これは今までも何度も繰り返し申し上げてきました。それは製品やサービスを通した貢献であり、技術、あるいは人材を通した貢献でありまして、イノベーションを通した貢献。そういうグローバルで長期的な視点から対応していく、その中の具体策をぜひこの審議の中から生み出していきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○浅野中央環境審議会地球環境部会部会長　この会合は前回1月に開いてからもう11月です。この間は何をやっていたのだろうと思いますね。審議会、全然開かれていない、何がどうなっているのかさっぱりわからないともいいたいくなるような状況でもあるわけですが、国内対策は我が国の温室効果ガスの排出量が世界でいえば3%の割合にすぎないから何もしなくていいというわけではないわけです。とにかく2012年が終わった段階で京都議定書のしぼりは解けたので、目標達成計画は終了したけれども引き続きこれまで同様の努力をいたしますと言うことは政府によって決定されていますが、しかし2013年の温室効果ガス排出量の数字をみると前年よりさらに大きく増えているわけです。そのように排出量自体は増えている状況でありながら、一方では約束草案によって2030年のかなり高い目標が出されてきている。その間のギャップをどう考えるのだということは結構まじめに考えるべき問題であると思います。ですから、もちろん海外協力、日本の国際貢献という点は私も前から強く指摘してきていたことです。それ自体には何の異論もありませんけれども、国内の問題についてももしっかりみんなで議論をしなければいけないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○服部環境経済室長 ありがとうございました。

ここで配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を1枚めくっていただきまして、資料1が中環審の委員名簿、資料2が産構審の委員名簿、資料3が「京都議定書目標達成計画に掲げられた対策・施策の2013年度の進捗状況の点検について」、資料4-1が経産省分の資料でございます。資料4-2が環境省分の資料でございます。資料5「COP21に向けた国際交渉の状況について」、資料6「日本の約束草案について」、資料7が「Innovation for Cool Earth Forum (ICEF: アイセフ) 第2回年次総会の結果概要」でございます。資料の不足等がございましたら事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行は中央環境審議会地球環境部会の浅野部会長にお願い申し上げます。

○浅野部会長 それでは、第一部から引き続いて座っておられる委員の方には大変お疲れ様でございます。先ほどは自主行動計画、低炭素社会実行計画を中心にどんな取り組みがあったかという点のお話を聞いてきたわけですが、改めて今度は国全体の取り組みがどうであったかという点を経済産業省及び環境省に関連する施策についてのご説明を伺って、先ほどの話と総合しながらこれからどうするかということを考えていかなければいけないと思います。それからさらに、パリでのCOP21の会議に近いわけですが、現在、どういう準備状況になっているのかということについてのご説明をいただきたいと思います。そのほか、約束草案について、かなりもう古くなりましたが、ご報告いただき、先ほど経産省の審議官からお話がありました ICEF についてのご報告もいただきます。これらのご報告につきましてはそれを全部一括して伺った上でまとめて質疑を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順番に事務局からご説明いただきます。

○関谷低炭素社会推進室長 それでは、最初に資料3につきましてご説明を申し上げます。資料3は今日お願いしております2013年度の進捗状況の点検に関しての趣旨についての紙でございます。

これまで2012年度までは京都議定書目標達成計画に掲げられた対策・施策について進捗状況の点検をお願いをしてまいりました。これにつきましては、2012年度で計画期間が終了しておりますけれども、温暖化対策を切れ目なく推進する必要があるということで、平成25年に当面の地球温暖化対策に関する方針というものが地球温暖化対策推進本部で

決定をされてございます。その中に、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても地方公共団体、事業者、国民にはそれぞれの取り組み状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取り組みを推進することを求めるということが記載されてございます。これを踏まえまして、今回の点検につきましては、2013 年度における対策・施策の取組状況を点検するというので、これまで目標達成計画に照らしてやってきました方法を踏まえまして、この環境省、経産省の対策・施策についてご審議をお願いするという次第でございます。

資料 3 につきましては以上でございます。

○服部環境経済室長　続きまして、資料 4-1 につきましてご説明申し上げます。資料 4-1 ですけれども、2 つの別冊になってございます。京都議定書目標達成計画をレファレンスとした場合に、2013 年度に講じられた対策の進捗状況をご報告申し上げたいと思います。詳細版ではなく簡略版というか、総括表になっているほうでご説明申し上げますけれども、経済産業省全体で今、28 の対策を講じているところでございます。このうち目標の達成または実績のトレンドが見込みを上回っている 9 つの対策に「◎」をつけさせていただいております。9 つの対策に「◎」、また実績のトレンドが概ね見込みどおりに推移している 3 つの対策に「○」、実績のトレンドが計画策定時の見込みと比べて低い 4 つの対策に「△」マーク、そのほか定量的なデータが得られない 11 の対策に「－」と自己評価をさせていただきました。前回の評価と比べますと「◎」が 4 つふえてございます。また「△」マークが 4 つ減少しております。京都議定書の目標達成期間が過ぎた後も対策の手を緩めることなく進展が見られたところでございます。本日は時間の制約もございますので、この総括表のうち「△」の対策につきましてご説明申し上げたいと思います。

1 枚めくっていただいて、その後は A3 の紙になってございますけれども、A3 資料の 4 ページをご覧くださいと思います。4 ページ、上から 2 つ目の「中小企業の排出削減対策の推進（国内クレジット制度）」でございます。2008 年から中小企業が講じた対策で削減された CO₂ や適切な森林管理から生じた CO₂ 吸収量を国がクレジットとして認証し、取引できる制度を設けております。以前は経産省と環境省が別々の制度で運用していましたが、2013 年度、まさにこのレビューを行った年に 2 つの制度を発展的に統合して再スタートを切ったところでございます。この 2013 年度は新制度の初年度ということで、クレジットの創出量が 2.5 万 t-CO₂ にとどまってしまい、この評価としては「△」とさせていただきました。しかしながら先走って申し上げれば、2014 年度は 2013 年が 2.5 万 t-CO

₂に対して 2014 年度は 62.4 万 t-CO₂のクレジットが創出されるなど、現在は施策が軌道に乗りつつあるところでございます。

続きまして 5 ページでございますけれども、上から 2 つ目の「住宅の省エネ性能の向上」でございます。新築住宅の省エネ基準適合率は 2008 年度の 18%から 2013 年度は 52%まで大幅に向上しておりますが、2010 年時点の削減見込み量、これは 930 万 t-CO₂と見込んでおりましたけれども、2013 年度の実績が 870 万 t-CO₂とまだやや届いていないところでございます。2013 年度におきましては、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスや高性能建材の普及支援、断熱材、窓などの建築材料のトップランナー制度への追加など住宅の省エネ性能の向上に係る施策を実施したところでございます。また今後、国土交通省とも協力して住宅の省エネ性能の向上を図っていきたいと考えております。

同じく 5 ページ目、一番下の欄、「原子力の推進等による電力分野における二酸化炭素排出原単位の低減」でございます。熱効率が 60%に達する最新鋭の LNG コンバインドサイクルや IGCC（石炭ガス化複合発電）の運転開始など、火力発電の熱効率の改善が進む反面で、ご案内のとおり震災に伴う原子力発電事故の影響や京都クレジットによる排出原単位の改善効果がなくなったことで電力の排出原単位自体は悪化しております。今年 7 月には電力業界がエネルギーミックスと整合的な電力分野の自主的枠組みを公表したところでございます。今後はこの枠組みのさらなる実効性確保の促進などを通じて対策を進めていきたいと考えております。

最後に 7 ページ最上段の「冷媒として機器に充填された HFC の法律に基づく回収等」でございます。2013 年度の排出削減量 496 万 t-CO₂は 2012 年度の見込みである 680 万 t-CO₂を下回っており、いまだ十分な水準に達しているとは言えない状況でございます。この要因としては、業務用の冷凍空調機器からの HFC の回収率がいまひとつ伸びていないというところが要因の 1 つとなっております。2013 年度には改正フロン回収・破壊法が成立し、法対象をこれまでのフロンの回収・破壊行為から製造、使用時も含めたライフサイクル全体に拡大し、強化を図っているところでございます。今後、本法律の適正な運用を通じて対策のさらなる推進を図っていききたいと存じます。

以上です。

○関谷低炭素社会推進室長　引き続きまして、環境省の関連施策についてご説明申し上げます。資料 4-2 でございます。こちらにつきましても 2 部の資料に分かれておりまして、概要の横置きの資料と、それから分厚いそれぞれの個別の資料となっております。ご説明

のほうはこの横置きのパワーポイントの資料でさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、1 ページ目は、これはご参考でございますけれども、我が国の全体の温室効果ガス排出量、2013 年度の値でございます。前年度から 1.2%の増加の 14 億 800 万トンというところでございます。

2 ページ目以降が環境省の対策に関しての状況になってございます。経産省の資料と同様に対策ごとに目標達成計画で掲げた見込みに照らした実績について「◎」、「○」、「△」という形で評価を行ってございます。今回、2013 年度につきましては合計で 11 の対策についてこの段階で評価を行っておりますが、「◎」が 4 つ、そして「○」印が 3 つ、「△」が 3 つということになってございます。本日はこのうちの「△」の部分について少し個別のご説明をさせていただきます。

最初に自主行動計画の関係でございます。11 ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましては第 1 部のほうでも少し関連したご報告もありましたので、産構審の皆様には少し重複になる部分もありますけれども、ご了承ください。環境省所管につきましては、全国産業廃棄物連合会、日本新聞協会、全国ペット協会の 3 つの業界団体について今回、取りまとめてございます。これらについてはそれぞれ自主行動計画のもとで目標を掲げておりましたので、今回、それに照らして 2013 年度の実績を評価しようとしたものでございます。ただ、新聞協会、それからペット協会につきましては現在、2013 年度以降についての低炭素社会実行計画においては自主行動計画とは異なる目標指標を掲げておるというような状況がございますことから、今回はこの自主行動計画で掲げた目標に照らした評価というものは行わないことといたしました。したがって、今回は全国産業廃棄物連合会についてのみの評価を行ってございます。これにつきましては、2013 年度におきまして基準年度でありました 2000 年度に比べて +2% ということで、目標水準であります ±0% より排出量が多くなってしまっているというような状況でございます。これにつきましては、この産業廃棄物の処理量自体がふえたという状況の中での数字というふうに承知をしてございます。

続きまして 19 ページでございます。「省エネ機器の買い替え促進」のところでございます。これにつきましては、昨年度、点検をさせていただいた 2012 年度までも同様の状況でございましたので同じようなご説明にならざるを得ないのですが、対象としておりました電気ポット、食器洗い機、電球型蛍光灯等々につきましては、実績が対策ケースまで届いてはいないというような状況でございます。この背景には、19 ページの青い囲み

の中にございますけれども、景気減速等の影響、あるいは代替製品、技術の普及、例えば LED 照明といったものの普及などが考えられるところでございます。また節水シャワーヘッド等につきましては、まだ目標よりは下回っておりますけれども、徐々に増加しているという傾向があるというところでございます。

それからもう一つ、ページをめくっていただきまして 29 ページになります。環境省関連施策には廃棄物処理に伴う対策が幾つかございます。そのうち、この 29 ページにつきましては「一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化」というものにより、一酸化二窒素の排出削減を進めるというものでございます。施策としまして、この掲げております対策としては焼却施設そのものを排出量が少ない連続炉に転換をしていくというものでございまして、こちらについては細かい表になっておりますけれども、着実に進展をしておったところでございます。他方で、一般廃棄物の焼却量そのものについては減少傾向にあるのですけれども、想定ほどの削減が進んでおりませんで、これに伴って排出削減量が対策の見込みに届いていないというようなことでございます。これについては災害廃棄物の影響、あるいは再生利用の進展の停滞といったところがあると考えてございます。

以上でございます。

○中野気候変動対策課長　続きまして、COP21 に向けた国際交渉の状況についてご説明させていただきます。外務省気候変動対策課長の中野でございます。よろしくお願いいたします。

資料 5 に沿ってご説明させていただきます。交渉の現状ということで、最近ありました 2 つの大きな会議について簡単にご説明させていただきます。1 つ目は 10 月の 19 日から 23 日にボンでありました「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会」ということで、これが COP21 におけるこのセッションの前の最後のいわゆる実質的な交渉の場であったということでございます。この会議に先立ちまして、共同議長から共同議長提案文書というものがパリで合意される法的合意の案と、それからそこには盛り込まれないもう少し細かいルールを決めた COP21 決定案は 2 つあるのですけれども、その共同議長の提案文書というものが公表されたということでございます。これをもとに交渉する予定だったのでございますけれども、特に開発途上国のほうから、自分たちの立場がこの共同議長の文書には十分反映されていないということで、そもそもこの共同議長のテキストをベースに交渉するというものについて同意をしなかったということで、結果、途上国側が主張する要素を入れたものを交渉のベースとして議論したいということで、最初、20 数ペー

ジの短い共同議長の手紙だったのですけれども、これがかなり途上国の案が入ることによって分量が相当ふえてしまったということでございます。この中で、それでもすごくいろいろな重複とかわかりにくい状況に提案が、いろいろなものが乱立してなっていましたので、それをもう少し明確に議論しやすい選択肢に再度整理したいということで、まず整理することから議論をしまして、それは全員が集まるコンタクトグループ以外に個別のスピンオフグループ、個別の分科会も開催されて作業が行われましたし、あとは自発的にいわゆる正式な交渉会合ではないのですけれども、自発的に自分たちで、もう時間がないので早くやらなければいけないということで有志国が集まって手紙の調整をしたのですけれども、残念ながらこの第 11 セッションにおいてはそんなに大きな前進というのはなかった。端的にいうと共同議長の手紙に対する不満というものがあまして、それで手紙が結果、長くなってしまったということで、この手紙をもとに今度の COP21 の交渉を開始するというので、時間がない中でかなり効率よくやっていかなければいけないという状況にあります。

この交渉会合のほかに、これは非公式の閣僚級会合というものが 11 月の初めにフランス・パリで行われまして、これはいわゆる交渉会合そのものではないのですけれども、交渉でまとめなければいけない主要論点について議長国フランスが閣僚レベルで、大体どの辺が各国の共通のいわゆる妥結できるような落としどころかということを探るために非公式に会議を開いたというものでございます。日本からは平口環境副大臣をヘッドに関係各省、関係者が出席したということでございます。ここで大きく野心、衡平性・差異化、2020 年以降の資金、2020 年以前の行動支援について集中的に議論が行われまして、一定程度、もう時間の関係で細かく申し上げませんけれども、例えば長期目標、2 度目標、それから脆弱国にとっての 1.5 度目標の重要性を認識するということと共通の理解が得られているところというのはもちろんありますし、あと報道にもありましたけれども、定期的に提出したり、あるいは見直したりする仕組みが必要だということについては大枠合意が得られたわけですが、ただ具体的にそれをどういうふうに細かく規定していくかということとか、あと特に資金問題について先進国の義務になっている今の枠組み条約の規定を維持したいと考えている途上国に対して、先進国は、2020 年以降は先進国だけではなくて途上国にも、能力のある国には資金を提供するような形にしたいということで、こういった論点については依然として大きな隔たりがあるという状況でございます。

こういうまだ乖離があるのでありますが、各国ともパリで何とか合意をしなければいけ

ないという意識は共有しておりますので、残りわずかでありますけれども、パリで何とか妥結できるように、日本としてもこれまで主張してきた立場に基づいて交渉に参画してまいりたいと思います。

以上でございます。

○関谷低炭素社会推進室長　続きまして、資料6をごらんいただきたいと思います。資料6は「日本の約束草案について」でございます。既にご案内のとおり、日本の約束草案につきましては、今年7月に政府として推進本部で決定をし、その後、国連に提出をしております。内容については詳しくは申し上げませんが、1ページに書いてございますように、2030年度に2013年度比26%減、2005年度比25.4%減の水準にしていくということでございます。この草案につきましてはエネルギーミックスと整合的なものになるよう、また技術的制約、コスト面の課題など十分に考慮した裏付けのある対策・施策、技術の積み上げによる実現可能な目標ということで定めたものでございます。

また2ページ目にはこの目標に関連しましてのGDP当たり、あるいは一人当たりの排出量についての今後の30年度の推計値といえますか、値というものもあわせて示してございます。

3ページ目にこれまでご審議をお願いしてまいりました策定プロセスについて書かせていただいておりますけれども、上の囲みの白丸がございまして、4つ目にございますように、今後、COP21における新たな国際枠組みに関する合意の状況を踏まえまして、地球温暖化対策計画をできるだけ速やかに策定していくこととしてございます。

5ページ目にパブリックコメントの概要というものを載せさせていただいております。今回、6月から7月の頭にかけて行いまして、意見総数1982件ございました。主な意見としましては、削減目標に関してのご意見、あるいは対策・施策についてのご意見、またその他、例えば国際的な取り組みについてのご意見などがございました。これについてもその結果につきましては7月17日に公表させていただいたところでございます。

別紙として約束草案そのものの資料もつけさせていただいております。

資料6については以上でございます。

○三又大臣官房審議官　引き続きまして、事務局からの説明の最後でございますが、資料7、一番最後の資料、ICEFの資料でございます。Innovation for Cool Earth Forum 第2回年次総会の結果につきまして、簡単にご説明させていただきます。

資料7の1ページ目の1. のところでございますけれども、地球温暖化問題を長期にわたって解決をする鍵はイノベーションであるという認識のもとに、イノベーションを促進するための世界の産学官のリーダーが議論する知のプラットフォームとして、毎年東京でこの会議を開いていくということ、これは安倍総理のイニシアティブで昨年からスタートをしてございます。この会議の運営については世界の多様な意見を反映させるために、世界各国の有識者 16 名の方からなる運営委員会を設置して、そのガバナンスのもとで会議を運営しております。第1回の年次総会は昨年の 10 月に開催をいたしましたけれども、今年の第2回は昨年よりも大きく規模をふやしまして、丸2日間で世界約70カ国から1000名を超える参加者にご参加いただきました。下のほうから次のページにかけてその内容が書かれておりますけれども、全体会合3コマに加えまして、今年は分科会というものを全部で19行いました。地熱とか水素とか原子力、セメントといった技術分野別のセッションを14、それから分野横断的なセッションを5つ、あわせて19の分科会を行いまして、それぞれのところでそのイノベーションの促進のあり方、これは革新的技術の開発もですが、それだけではなく、その世界への普及というところも視野に入れた議論を行いました。

あわせまして2ページ目でございますけれども、運営委員会が提言、ステートメントというものをを出しております。温室効果ガスの大幅な排出削減パスを実現するための3つの柱といたしまして、①として革新的技術の開発・普及に係る民間の取り組みを促進するための政策、それから②といたしまして、共通の将来ビジョンに基づく具体的なアクションプランの必要性、それから③番目に途上国における技術普及の促進という3つの柱からなる提言が出されております。

あわせまして、そのイノベーションの重要性の認知度を高めるという趣旨で、過去1年間に世界で発表された優れた新しい技術であるとか、基礎研究から実証、それから新しい技術の商用化というようなもの、あるいは新しい政策、技術の標準化といったようなものも視野に入れた取り組みにつきまして、最終的に ICEF の参加者の投票によってランキングをするというトップ10イノベーションというものを行いました。選ばれたものは5つのカテゴリー別に1位になったものが下のほうに書いてございますとおりでございます。

最後に5. のところでございますけれども、先ほどもありました世界の産学官の関係者での共通のビジョンというようなものを目指して、そのイノベーションのロードマップというものをつくるということを今回、第1回目の試みといたしまして、Rooftop Solar と

蓄電というものを1つの分野として取り上げて、そのロードマップをつくるための議論、これはコンカレントセッションでもやりましたし、最終的にはCOP21のサイドイベントでファイナル版を発表する予定にしておりますけれども、こういった技術分野ごとのロードマップというものを来年以降、順次作成をしていきたいと思っております。来年、第3回は10月5日、6日に同じくホテル椿山荘東京で開く予定でございます。

その後ろにすべての全体会合と19の分科会の議論の概略をつけさせていただきまして、最後に先ほどの運営委員会のステートメントの全文を添付しておりますので、ご参考までに後ほどごらんいただければと思います。

以上でございます。

○浅野部会長　それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、皆様方からご質問やご意見を賜りたいと思います。本日は代理の方もいらしていますが、恐縮でございますが、委員を優先に指名させていただきまして、もし時間に余裕がありましたら代理の方のご発言をお願いするとこのように進めさせていただきますのでご了承ください。

それでは、ご発言をご希望の方はどうぞ札をお立ていただけますでしょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、大体これぐらいの方がご発言ご希望であるということを皆さんごらんいただいて、よろしく願いいたします。2分などとはいいいませんが、先ほども相当長く話された方と簡潔にご発言くださった方がありまして、長い方にはちょっと困ったなと思っていました。ルールにしたがって産構審の委員の方から先に指名させていただきますので、中環審委員のためにもぜひ時間を残してくださいようお願いいたします。

それでは、秋元委員、どうぞ。秋元委員の次は岩船委員、それから内山委員の順です。

○秋元委員　どうもありがとうございます。時間が限られておりますので、約束草案に限ってコメントさせていただきたいと思います。約束草案、先ほど話がありましたように90%ぐらいをカバーできるぐらいの国が提出してきているということで、第一歩としては非常に成功になっているのではないかというふうに思っております。ただ、まだ提出していない、たしか主に中東の諸国が提出していないところが多かったと思いますので、そういったところには引き続き提出を促していくということが必要だろうというふうに思います。先ほどの会合でも自主行動計画の中でカバー率を上げるということが重要だということを申し上げましたけれども、国際的な文脈でも重要だろうというふうに思います。

2つ目は排出削減努力の評価が非常に重要で、やはり出しているいろいろな国を見

ますと非常にその中身が曖昧だったりするものがあります。しかもいろいろな指標で出している、総量目標というか、基準年比の削減量であるとか、原単位目標であるとかBAU比の削減率であったりする。そういうものを同じような指標で評価して排出削減努力がどういう形にあるのか、野心度とも言えるかと思えますけれども、それも評価していくことが重要で、そのレビューを通してピアプレッシャーを掛け合いながら削減を深掘りしていくことは重要だというふうに思っております。そういう中で、例えばBAU比の削減率であるとか、GDP比の削減費用であるとか、もしくはGDP比の排出量のCO₂原単位であるとか、限界削減費用であるとか、そういう適切な指標で、複数の指標で評価していくことが重要だと思っておりますけれども、我々の評価でもいろいろな指標で評価していくと、日本はかなり多くの指標で優れた結果になっているというふうに評価しておりますので、ただ非常に甘い目標であるというふうに評価される国もありますので、そういったところに関してプレッシャーをかけて、将来的な引き上げを求めていくという必要があるかと思えます。

3番目、最後になりますけれども、よく2℃目標とのギャップということで言われて、全部今、積み上げたものを、世界排出量を積み上げても2度目標とギャップがあるという指摘が多くありますけれども、約束草案のワーキンググループのところでも申し上げましたけれども、気候変動に関してはかなり不確実性がありますので、そのギャップがいろいろ不確実性によって考え方が変わってくる。あと目標達成率、確率をどう考えるかによっても変わってきますので、そこをガチガチ詰めるよりもむしろその先、2030年以降の先を大きく削減していくような技術のイノベーションとかその普及ということに日本は非常に注力して、そこをうまく会議をまとめて、将来の大幅な削減につなげていくということが重要だと思います。そういう意味で、先ほどご紹介いただきましたICEFの取り組みというのは非常に重要なものだというふうに考えております。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

岩船委員、どうぞ。

○岩船委員 岩船でございます。私は国内対策の資料4-1の「住宅の省エネ性能の向上」の「△」のついた部分についてコメントさせていただきたいと思えます。私が聞いておりますところ、資料の5ページにありますように、新築住宅の省エネ基準に関して、この義務化が早急に進められるべきだと思うのですが、実はまだなかなか、集合住宅に関しては一定の義務化が義務づけられるようですが、戸建てに関してはまだ中小の工務店対

策ということもあって義務化という流れに至っていないというふうに聞いております。住宅に関して、はっきり言って全体に効くような施策というのはほとんど残されておらず、躯体対策ぐらいともいえると思うのですけれども、この部分で義務化ができないというのは全く論外だと思っておりますので、ぜひここを国交省さんにご議論の上、積極的に進めていただきたいと思います。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

内山委員、どうぞ。次は遠藤委員、大石委員の順番でございます。

○内山委員 今後の温暖化対策の前提となりますエネルギーミックスについてコメントさせていただきます。今回、政府から公表されましたエネルギーミックスは経済成長1.7%を前提にしていまして、徹底した省エネと再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の効率化等を進めつつ、原子力発電の依存度を可能な限り低減していくといった目標が掲げられています。今回のエネルギーミックスには電力の需給面で2つの大きな問題点があると思っております。まず経済成長率1.7%に対して電力需要を年0.1%以下にするということは極めて現実離れした想定であります。電力需要の伸びがない経済成長とはどのような社会を想定すればよいのか、高付加価値製品の製造と輸出で成り立っている日本経済の発展には電力消費は欠かせません。

次に、電力需要の伸びがなければ既設電源だけで十分に供給でき、更新以外に新たな設備を建設する必要はないと考えられます。しかし、電力産業の完全自由化に向けて新電力の会社数は急増しています。新しい石炭火力やコージェネレーションがベース負荷電源として建設されています。固定価格買取制度による太陽光発電が急増しています。それらのしわ寄せとしては既存の発電設備の稼働率を低下し、これまで以上の予備力を増強しなければなりません。最終的には、その経済負担はすべて国民に負わせることになります。日本社会は大きく変化しつつあります。今や日本のGDPと雇用の7割を占めているのは製造業ではなく、サービス産業であります。少子高齢化の流れは、その比率をさらに高めつつあります。労働生産性をいかに高めるかが課題となっています。こういった問題の解決が今後の課題となります。技術のイノベーションも重要ですが、別の解決方法として、ローカルなコミュニティに基盤を置く活動を期待します。市場経済を地域のコミュニティ活動と自然資源やエネルギーに委ねていく、地域の特性を生かし、福祉、環境、文化、まちづくり、農業や観光などローカルな活動に人、物、金が循環する社会をつくれば、そこに

雇用やコミュニティのつながりが生み出されます。コミュニティのエネルギーにはできる限り再生可能エネルギーや分散型エネルギーを使えばエネルギー問題の解決にもつながります。もちろん、コミュニティの経済活動で生み出される財やサービスは他の地域にも販売されたり、海外に輸出されることも期待します。こういった地域の持続可能性を追求する活動は既にいろいろなところで芽生え始めています。2030年に向けたエネルギービジョンにはぜひ地域の活力を前面に打ち出してほしいと考えています。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 ありがとうございます。こちらの小委員会に初めて参加をさせていただきますので、少し細かい話というか、全体的なお話をさせていただければと思います。私はエネルギー政策の研究をしているので、エネルギー政策の側から見ておりますと、どうしてもエネルギー政策になると例えば産業の競争力とか企業の競争力という、まあ業界競争力といったようなそういった話になるのですけれども、少し国民からは遠いのですが、それが環境問題になったときというのは非常に国民の問題として、身近な問題として下りてくる。もちろん先ほどから、それは気候変動の問題で行けばGDPとの相関性もあるわけですから、そういう意味では国民生活に極めてリンクする重要な問題だというふうに思っています。ところが、どうしても社会との接点が欠落しているように思えてしょうがありません。もちろんチーム・マイナス6のときはクールビズみたいな形で見えやすい環境、国民運動みたいなものが実施されていたのですけれども、その後、例えばクール何ととかとか、今ではクールチョイスですか、全く知られていないというふうな状況が残念ながら今あるのではないかというふうに思っています。

私、研究事業の中でエネルギーと環境についての女性会議というものを今、立ち上げております。こちらには宇宙飛行士の方がいらっしゃったり企業の幹部が入っておられたりしまして、どちらかというと働く女性が中心になっています。彼女たちからすると、なぜ女性というふうに限るのかというふうな批判の声もあるのですが、とりあえずやれることからやっという事で審議をしています。

私たちが環境問題を考えるときにどういう問題点があるのかというふうなときに2つあるなというふうに思いまして、今までの環境のアプローチ、温暖化、温室効果ガス削減のアプローチというどうしても我慢アプローチで、企業も一生懸命我慢して絞り、国民

もいろいろ我慢……。

○浅野部会長　恐れ入りますが、一人に与えられた発言時間は余り長くないので、要点を絞ってご発言ください。

○遠藤委員　済みません、急ぎます。ですので、そういう我慢の方向から積極的に前向きの方角でのアプローチに変えていく。もちろん自主行動計画という企業の積み上げの方式というのはすばらしいのですが、もっと技術のレベルを短期的、長期的にあわせて積極的に攻めていくような国民運動の啓発というものを企業と国民のレベルと両方でしていかななくてはならないのかなというふうに思います。秋元委員がおっしゃっておられたような ICEF のほうはその企業の活動としては非常に意味のあるものだというふうに考えておりますので、国民のほうの啓発運動にぜひ力を注いでいけたらなというふうに思っています。ここでもいい議論があるといいなというふうに思います。

以上です。

○浅野部会長　ご協力、ありがとうございます。

大石委員、どうぞ。

○大石委員　ありがとうございます。論点、3つについてご意見を述べさせていただきたいと思います。まず1点目ですが、前半からのご意見のなかで、カバー率を上げるということがとても重要だというお話が出ていました。これから先の社会を考えたときに、先ほど内山委員もおっしゃいましたけれども、どうしても少子高齢化が進む、それから人口が都市に集中する、とともにネット社会がさらに広がっていった流通面でのエネルギー使用がふえることが予想されます。ですので、これらの面をある程度は想定しながら実行計画を立てていくということがとても重要なのではないかなと思います。そういう意味では、今まで余り出てこなかった医療とか介護の面、それから教育・研究の面、こういう分野についてもやはりメスを入れていかなければいけないのではないかと思っています。

それからもう一点、LCA 的な評価が重要だというお話がありましたが、2016 年、来年の4月からいよいよ小口の電力の自由化が始まります。今まで私たちはエネルギーを使うときに、電気だったら CO₂を出ないけど、石油やガスは使えば CO₂が出るね、という認識してきました。しかし、これから私たちは電気を選ぶようになる。ではその電気はどんな電源から作られているのか、そういうことも知ることができるようになります。逆にいうと、そうやって電源から電気を選ぶこともできるということで選択してほしい。そのためには、やはり電気が何からできているのかという情報の提供というのが国民にはと

でも必要ではないかと思っております。省エネに加え、エネルギーを選ぶところから、国民が積極的に低炭素社会に関わっていくということがとても重要なのではないかなと思っております。

資料 4-1 の経済産業省の対策一覧の「国民運動の実施（エネルギー供給事業者等による情報提供）」というところが横バーになっておりますけれども、このように情報提供することがきちんと書かれております。それから、環境省の資料の対策一覧の中にも、5 番目のところに「国民運動の実施」、それから 7 番目に「新エネルギー対策の推進」ということが書かれております。これらは全て 2016 年 4 月からの電力の自由化ととても関わりがあることだと思っております。ぜひその面からの対策も考えていただきたいと思います。

それからもう一点、先ほど住宅のお話があったのですが、確かに新規の住宅で行うということも重要ですが、やはり私たち消費者にはハードルが高いので、既存の住宅で何が行えるかということも、もっと議論していただく必要があるなと思いました。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

亀山委員、どうぞ。

○亀山委員 2013 年度の対策施策の進捗状況の項目について少しコメントさせていただきます。前半で自主行動計画が非常に進んでいる、この裏腹はやはり政府のほうがりそれに支援対策をしている効果かと思っております、今回の一覧表は非常にわかりやすく、絶対量がどのくらいあるかということもあったのですが、説明が「△」でネガティブなところの説明だったものですから、私はこの「◎」のほうの委員を経産省と環境省でやっております、2014 年、15 年もある程度もうやっているトレンドを見ますとまだまだ予算が足りないということで、数値的にはこの絶対量だけではなくて、不採択という潜在的なポテンシャルがかなりあるのですね。だから、そこいら辺の数値も省内ではある程度検討して、採択が省エネの申請の 6 割しか上げられなかったというケースが結構ありまして、そうするとそこをやはり財政面で強化することによってより一層自主行動計画にも、また CO₂削減効果にもつながるのではないかと思います。それから、「○」については、新エネルギーについては、これからは恐らく「◎」になる可能性が非常にあると思いますので、そこいら辺もぜひ施策・対策をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

それでは木村委員、お願いいたします。

○木村委員　ありがとうございます。私のほうから3点申し上げたいと思います。1点目は国民運動に関してでございます。これまで環境省を中心に国民運動に取り組んでまいりましたが、この20年を振り返ってみますと家庭部門のCO₂の排出量は何と1.5倍に増加しているわけであります。1990年から2013年ということで、1.31億トンから2億トンということで1.5倍ということであります。そういう意味で、残念ながら家庭部門の対策は十分な成果が上がっていないというのが実態だと思っております。私ども産業部門は引き続き低炭素社会実行計画を通じて努力してまいっているわけでありますけれども、環境省におかれましては国民運動、クールチョイスを強力に実行されているわけでありますけれども、これをさらに大きい運動にするという意味からすると、総理を中心とする推進体制とか、そういうことをやるという必要があるのではないかなと、ほかの委員からもそういう話があったと思います。そういう意味で、そういうことをやることによって着実に家庭部門のPDCAサイクルを回していく、こういうことだと思っております。エネルギーミックス、今回の約束草案においても省エネというのが大きい柱になっていると思いますので、これをしっかりやっていく必要があるのではないかと、こういうふうに思っております。

2点目は横断的な対策、すなわちポリシーミックスに記載されております国内排出量取引制度についてでございます。排出量取引制度は私ども企業の国際競争力を削ぐわけでありますし、また産業の空洞化ということで、炭素のリンケージということで外で炭素、CO₂を排出するということを招くわけでありますし、またコスト的にいうと研究開発の原資を私ども企業から奪う、いろいろな問題があるということでございます。そういう意味で温暖化対策としての問題は多く、採用すべきではないというふうに考えております。経団連といたしましては、経済界の対策は低炭素社会実行計画を確実にやるということで、この実効性を高めるということに重点を置いていくべきと考えておりますし、また同じような理由からして、地球温暖化対策税についても課税の廃止を強く求めているところでございます。

3点目はCOP21についてでございます。これは既にほとんど議論されているかと思っておりますけれども、温室効果ガスの削減は経済活動や国民生活に大きな影響を与えるということでもあります。COP21に向けてそれぞれの国が厳しい姿勢で臨むと考えられます。我が国政府におかれましては国益を十分踏まえて各国の合意が得られるよう国際交渉に貢献していただきたいと思います。今回の国際枠組みにつきましては京都議定書の教訓を踏まえ、

すべての主要排出国の参加を得た上で実効あるレビュー、プレッジ・アンド・レビューを行っていくということが重要だということで、私ども経団連のほうとしましては、「京都からパリ、そして次世代の地球へ」というタイトルをつけた提言を行っているところでございます。法定拘束力や長期目標の実現についてはまずはすべての主要排出国の参加を得るということが極めて重要だ、これを念頭に置いて対処すべきだと、こういうふうを考えているところでございます。

また、我が国の約束草案の算定手法につきましてはトップダウンではなく、目標につきましてボトムアップということで目標を設定されるということで、高く私どもは評価しております。特に、産業界については低炭素社会実行計画を対策の一部に位置づけており、これを確実に実効していきたいと思っております。一方省エネ水準、これは先ほど申し上げましたとおり極めてチャレンジングな内容となっておりますので、フォローアップし、実効可能性を十分に精査していく、国民運動につなげるということも必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○浅野部会長　ありがとうございました。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員　済みません、私の今の立場は国の立場のようなものなので発言するつもりはなかったのですが、専門の建築物の省エネルギーについて岩船委員と大石委員から話題が出ましたので一言、今の現状を皆様にご報告して、建築物関係の省エネ対策は着々と進んでいますよということをお知らせしたいと思います。

今年の7月に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律というものが国会を通過しまして、そこで建築物の省エネルギー基準を2020年度までに、戸建て住宅も含めて、新築だけではございますけれども、義務化するということをちゃんと明記しております。それに必要な措置として、建築確認等でそのこと、つまり、ちゃんと基準が守られているかどうかということをチェックして、新築の許可が出るという体制に完全に切り替えるということでもあります。この法律が制定されたということですので、今、告示や省令の準備をしているところでございます。2017年度の4月から2000㎡以上のビルについてそれを適用していったら、2020年の4月になると思いますけれども、そのぐらいまでには新築の戸建て住宅も義務化する予定です。義務化に当たっては、伝統木造の住宅が断熱などに反対しているということで非常に厳しい状況にはあるのですが、それについても伝統木

造の断熱のためのガイドラインをつくって、少し断熱基準は弱くなるのかもわかりませんが、何でもかんでも伝統木造だったら断熱しなくていいよ、省エネしなくていいよというようにはしないというつもりで今、作業を進めているところでございます。そういうことで着々と進んでいますので、いろいろご批判はあるのかもわかりませんが、今後とも見守っていただきますということでございます。

以上でございます。

○浅野部会長　　どうもありがとうございました。

ここまで7人の方で25分、お一人3分半ぐらい、もっとも長くしゃべられた方はありますけれども、それであと産構審側が7人ご希望です。それから中環審側は10人希望しています。今までどおりに発言されますと中環審は発言できなくなりますので、ご配慮をよろしくお願いします。

○崎田委員　　大事なお指摘、ありがとうございます。私は暮らしや地域の視点で環境やエネルギー学習やコミュニケーションなどを広げていますが、そういう視点から行くと2点に絞ってお話をしたいのですが、例えば地域の事業者さんや商店街などは本当にオフィスの経営もそうですが、インセンティブある誘導政策がやはり必要というところがはっきりしています。もう一つ、家庭は住宅とかそういうところに話が来ているので、そこにもやはりそういう対象が必要ですし、もう一つ、きちんと暮らし方で取り組めば性能をより生かせるということもデータではっきり出ていますので、インセンティブのことで、ハード・アンド・ソフトの連携で相乗効果を上げるということを大事にしてほしいと思っています。

あともう一つなのですが、国民運動というキーワードがあります。これはきちんと私たち市民が何をしたらいいかということまで落とし込んだ情報をメーカーの方なども出していただくということと、それを実行することが意味があるという自治体を動かす政策をちゃんとつくっていただきたいと思います。

最後に、自治体がやはりそういう地域計画をつつて社会全体を誘導するということが非常に大事ですので、自治体にそういうところをきちんとしていただきたいし、それを誘導する国がそういう方向にしっかり向くという、そういう全体像をつくっていただければありがたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○浅野部会長　　ありがとうございました。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 佐藤でございます。今回の目標は意欲的だというふうな評価でございますし、またこれが 2050 年にも続いていくことだというふうに理解しております。そういう中で、この目標を達成する上で国がどういう施策をしていくかということについてもう少し明確な資料があるとよいと思います。例えば、例えば建築物に対する法律等の新たな制度を作り、この制度によって 3 年間で何%削減するとか、あるいはこういう補助金を用意し、この補助金の効果で何%、何年までに削減するというように、国としての規制の強化、又は規制の緩和により、国として削減を実現していくというシュミレーションが必要ではないでしょうか。規制緩和も可能だと思ひます。例えば、運送では青ナンバー、白ナンバー、レンタカー、モーダルシフトなどで、車両を有効に利用するというような規制緩和によって削減するという余地もあると思ひます。さらに、具体的な規制等にかかる費用と効果を比較して公表し、費用対効果として国民の理解を得られるというようにしくみも必要だと思ひます。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございます。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。1 部のコメントでも発言させていただいたことにも関係するのですが、世界の CO₂ 排出量削減のためには技術の移転や協力といったものというのは日本の貢献度を上げていくために不可欠だと考えています。現状は約束草案にも参考として海外での貢献について書かれていると思ひます。その目標としてこれらを今後どう扱っていくのかというのは先の問題ではあるのですが、まずはこういった足下の対策の考え方とところで技術の地球規模の普及を念頭に置いて、対策も視野に入れて組み入れていくことが重要だと考えています。現状の対策に関する考え方は、ボトムアップ的な方法になっていて、細分化されていて、それは行動に移す上でとても重要だということとは承知しています。けれども、横断的な取り組みの部分でも構いませんので、国際的な技術の普及のための仕組みを構築していく必要があると思ひます。世界規模で普及する、他国へ導入するような技術を考えたときに、国内での対策のみを考えているときと違って異なる技術開発戦略、技術開発戦略パッケージというものが「国内で」必要になります。そのためにもそういった視点というのが重要だと考えています。

また、ICEF の取り組みはこういった技術を開発し、普及していくといった点から、啓蒙からプロジェクトの具現化といったところまで大変喜ばしい流れであるというふうに考

えていますが、今後はより、いい方があれかもしれないのですけれども、例えば他省庁の管轄するようなプロジェクトですとか、専門家の方とかも広く含めて日本として、オールジャパンとしてよりクオリティの高いものを目指していくといいのではないかと思います。

以上です。

○浅野部会長 豊田委員、どうぞ。

○豊田委員 ありがとうございます。3点申し上げたいと思います。、1つは、国民運動の重要性ということだと思います。環境省、経産省の資料は大変興味深いのですけれども、一言で言えばコストのかからないことはしっかりやるけれども、コストのかかることはやらないというふうに読めると思います。、これは仕方がない部分もあるので、やはり財政的支援というのをしっかりやっていく必要があるのではないかと思います。それから、26%の大前提として原子力発電が動くことが重要ですが、まだ国民の間で十分な理解がなされていないというふうに思います。むしろ原子力発電をしっかりやっている国々との国民同士の対話みたいなものをしていただく必要があるのではないかと思います。

2つ目はレビュープロセスがこれから COP21 以降重要になっていくと思うのですけれども、そのときに IPCC の第5次レポートが正確に理解されていないということが問題だと思います。秋元委員がおっしゃったように、不確実性がいっぱいというふうにしっかり書いてあるわけですが、2℃、450ppm がひとり歩きしている、日本政府としては正確な理解を国内的にも国際的にも普及していく必要があると思います。

最後に ICEF の重要性でございます。事務局からいいお話を伺いましたけれども、低コストで CO₂ を減らす技術が足らないのが事実なので、こういった技術革新をテーマとする ICEF の努力は重要だと思います。1つの分野でロードマップができることになったようですが、恐らく1つでは足らなくて、来年には 10 分野ぐらいのロードマップが進むよう、さらなるご努力を期待したいと思います。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございます。

中上委員、どうぞ。

○中上委員 ありがとうございます。パブリックコメントの中に削減目標が高すぎる、妥当、低すぎると、どれが正しいのか、みんなどれも正しいのだろうと思います。私、省

エネの数値をたたき出したときに皆さんからご質問を受けたら私もこういう回答をいたしまして、高すぎるものもあるし、足りないところもあるというふうにお答えしたわけがありますけれども、ただ、今置かれている状況は非常に微妙な時期でありまして、来年、再来年から自由化が始まりますと各参加者はみんな電気代が安くなる、ガス代が安くなると、こういうのを売りにしてくるわけですから、そうすると何が起こるかということ、必ずエネルギー消費はふえるわけですね。それをどうやって減らす方向にもっていくのか、しかも今までにないような非常に大胆な省エネ量を稼ぎ出さなければいけないわけですから、政策的にも相当一ひねり、二ひねりした工夫が必要ではないだろうかと思っております。

それから、今国民運動のお話が出てまいりましたが、長期見通しの中には「国民運動」という言葉より、むしろその付加的に「消費者行動の一層の活性化による」という言葉を付け加えていただきまして、「国民運動」と聞くとどうも少しイメージが古い、手垢がついたようなイメージがあるので、ところが「消費者行動」というと、同じことだと思いますけれども、やや違ったイメージからとらえていただけるのではないかと。今、海外に行きますと省エネの主な研究分野に、かなりの研究者がこの消費者行動と省エネということにかかりきりでございます。これから消費者もまた少し変わってくるわけでありまして、自由化が起きますと消費者自身がエネルギーを生み出して市場に売り出すなどということも出てくるわけですから、これを称してプロシューマー、プロダクトとコンシュームをする、プロシューマーという言い方になってきておりますから消費者自体が変わってくるわけですので、今までの国民運動とは全く違った色合いになってくるということも頭に置いておかなければいけないと思います。

少し評論家じみましたが、一点、この資料の中にサマータイムが書き込まれたので非常にうれしく思ったのですが、それに対するコメントは何もなかったのですけれども、あれだけ 20 年近くやってきたことが今どうなっているのか、事務局のほうでサマータイムについてのお考えがあればお聞きしたい、以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 日本の約束草案に関しまして、2030 年の温室効果ガスの排出削減目標というのは大分正常化されたというふうに理解しておりますが、しかし、この 35%のエネルギー効率改善というのは極めて高い目標値でありまして、一方でそれは相当に高い経済成長

率の想定のもとで初めて辻褃が合ったという、両者が相殺するような形で辻褃が合ったような形で総量の目標ができたというふうに理解しております。そういう意味で、総量そのものはいいと思いますので、資料とかあるいは主張の仕方として 35% という変化分で主張するのはやはり危険ではないかなと思います。グロースではなくてレベルをターゲットにしたような議論に変えていかないといけない。ただ、一方でレベルの中で GDP のレベルにしてしまいますと、この資料にありますけれども、0.16 kg/ドルというような強烈な数字であるというふうに理解されてしまうと思いますので、測量できる範囲での代表的な多消費産業等におけるレベル比較を中心にして、日本の今までの努力と将来的に追加的な努力はこうなのだという事を主張されてはどうかと思います。そういう意味で、既存技術のもとでの省エネというものの限界といいますか、限界カーブ、コストカーブで行きますと限界費用は逓増していくことは明らかですので、それを所与としたもとでの日本の貢献としての普及という部分としては、先ほどもありましたけれども、資本財を中心としたプロダクトを通じた波及、及びその資本財に体化された技術の波及を通じて日本の貢献を強調するようなそのストーリーを展開しておく。一方で、もう一つはやはりコストカーブそのものを長期的に下方へとシフトしていかないと、この問題に対するソリューションはないのだ、地球環境問題における解がないのだ、という認識の中で、日本のできることという意味でのコストカーブのシフトに向けたイノベーションの役割を強調する方向に主張されてはどうかと思います。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

それでは、廣江委員どうぞ。

○廣江委員 ありがとうございます。おかげさまで九州電力の川内原子力発電所 1、2 号機、ようやく申請から 2 年かかりまして再稼働にこぎつけることができました。ただ、その他のプラントにつきましては各社、公表されている数字では 1 基当たり 1000 億円程度の資金を投入し、それよりも何よりも現場の従業員、それから協力会社の皆さん方のご協力を得て一生懸命頑張っておりますが、まだ力及ばずでございまして、全基停止の状態になってしまっております。その結果といたしまして、もちろん需給面で大変ご心配をおかけしていることもございますが、電気代は上がってしまいましたし、本合同委員会の観点から申しますと CO₂ の排出量が年間で 1 億トン、約 8% ふやしてしまった、誠に申しわけないと思っております。

今後でございますが、今回のエネルギーミックスに示されておりますように、すべて全方位で取り組むということが我々のやるべきことだろうと思っております。火力発電につきまして、先ほど高効率、それが 60%というのが資料の中にございました。これは多分関西電力の姫路第二発電所だと思いますが、実は世界最高効率を狙いました結果、タービンのトラブルを起こしてしまいまして、現在は一部出力を抑えて運転をしているはずでございます。これにくじけることなく、今後とも地道にしっかりと取り組んでいきたい。

それから、再生可能エネルギーでございますが、FIT が入りまして爆発的に増加をいたしました。多分、私のうろ覚えといいますか、ラフな計算でいいますと現在、認可を受けております原子力発電所の出力の半分程度がもう既にキロワットとしては入っているはずでございますが、残念ながら発電する電力量は利用率 12%程度でございますので、多分、川内 1、2 号機が発電する年間の発電量とさほど変わらない程度だろうと思います。もちろんだからといって力を入れないということではなく今後ともエネルギーミックスで示された 22~24%を目指して行かないといけないと考えております。国民負担の問題は、政策当局がお考えになることですが、系統に対する悪影響は私共が取り組むべき課題でございます。これを何とか避けられるようにできるだけ技術開発をして、大量に再生可能エネルギーを受けていけるよう努力したいと考えております。

最後は原子力でございます。これには王道以外はございませんので、規制委員会等々の審査に真摯に対応しまして、1 基ずつ着実に再稼働を進めてまいりたいと、かように考えております。その結果としまして、ぜひ次回は合格点をいただけるように頑張りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○浅野部会長 ありがとうございました。

松尾委員、どうぞ。

○松尾委員 前半の第一部の議論で、自主行動計画はしっかり効果を上げて GHG 削減は進んでいるとされ、産業界としては今後も PDCA をしっかり回していくということでございますけれども、約束草案の削減目標の達成のキーとなるのは、そういう意味ではやはり先ほどから話がありますように民生部門の GHG 削減かと思います。国民運動という話がありましたけれども、その目的というのか、その前段としてやはり国民意識を変えていくということが必要ではないか。これは政府・自治体だけではなくて、我々産業界も一体となってどうしたらいいかということだと思います。いろいろ LCA の話がありましたが、これ

もやはり国民の皆さんに、まず知っていただくことが必要ではないか。前半で車の話がありまして、自動車産業は自動車産業だけでエネルギー削減しているのではなくて、車そのものが、ガソリン消費が少なくなる車になっているよという話でありました。これには、我々化学業界も、高機能の素材の提供という形で車体はかなり軽くなったということで貢献しているわけですね。そういうふうな、LCA 的に捉えたらどういうふうに効果があって、日本国内、あるいは世界に貢献していくのだということを広めていく必要があるかと思えます。LED を使う場合、全部の照明が LED に変われば、これだけ日本でエネルギー削減になるのだ、世界だったらこのぐらいだというイメージをぜひ国民の皆さんに意識してもらうというようなことが必要だろう。そのためには、政府・自治体が率先して LED 照明を官公庁に導入してアピールしていく、そういうふうなことも必要ではないかなというふうに思っていますので、そんな取り組みを一体となって考えていく必要があるかなと思います。

○浅野部会長 ありがとうございました。

高村委員、どうぞ。

○高村委員 3 点発言したいと思います。1 点目は佐藤委員がご指摘になったことと大変関係しておりますけれども、これは冒頭に三又審議官、あるいは国際的文脈では秋元委員もおっしゃった点だと思いますが、やはり対策、施策のフォローアップが非常に重要だという意味で、今回の 2013 年度の進捗の状況というのは重要な議題だと思っております。今回、2013 年度ということで制約があるのだと思うのですが、来年度といいましょうか、2014 年度に関しては 2020 年、30 年、それぞれの施策についてどれだけ削減効果があったかということを示していただきたいというふうに思っております。今回、定性的に「◎」、「△」、「○」といったような形で書かれておりますが、これは苦勞されているというのは了解しておりますけれども、しかし 2020 年目標、あるいは 30 年目標の達成のための今、対策と施策のフォローアップをしているという位置づけから考えますと、やはりそこをどういうふうにきちんと、どこに我々がいるのかを示すような情報というのが必要だというふうに思います。その意味では自主行動計画、あるいは低炭素行動計画のフロー、第 1 部でも議論がありましたけれども、浅野部会長、大塚先生がおっしゃった点であります。海外での削減貢献というのはぜひやっていただきたいと思えますし、その定量化というのでも進めていただきたいわけですが、日本の削減目標を実施する施策としてここでフォローアップが必要ですので、国内削減効果がやはりしっかりわかる形でデータを出していただく必要があると思っています。

2点目でありますけれども、ICEF の取り組み、大変興味深く報告も含めて伺いました。何人かの委員の方からございましたけれども、やはり技術を開発して普及する上でもどういう施策をとるかというのは非常に重要だというご指摘は全くそのとおりだなというふうに思います。そういう意味では、事務局にお尋ねしたい点でもあるのですが、温対法のもとでの計画の策定というのをやはり急いでやる必要があるというふうに思っているわけですが、どういうスケジュールでどういう形で行われるのかという点について事務局に質問でございます。

最後、3点目でありますけれども、自治体等のところで非常に苦労されているのが、やはり事業者さんを含めた進捗の評価をどうするか、特に電力の排出係数がなかなか従来どおりではないものですから、それぞれの主体の取り組みというのが排出量ベースで行くとなかなか評価しがたい。エネルギー消費量でやっている場面、排出総量を出しながらエネルギー消費量ですとか、あるいは効率で出しているケースはございますけれども、あるいは排出係数をある時点で固定してやっているというのもありますけれども、例えばエネルギー消費量でやりますと、事業者さんの低炭素エネルギー導入の努力というのはなかなか評価しがたいといったようなこともあって、少しくこうした進捗評価の指標といいますか、考え方についてはぜひご検討いただけないか、あるいは検討すべきではないかというふうに思っております。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

村上委員、お願いします。

○村上委員 ありがとうございます。2点申し上げます。最初に4の資料で経産省と環境省さんから施策の進捗状況のご報告、ありがとうございました。あれを伺っていると、「◎」とか「○」がたくさんあるのですけれども、ところが最初に浅野委員長が指摘したように全体をみると2013年は10年よりも増えているという、ですからああいう報告と実績とのギャップを感じるわけでございまして、あれがないようなご報告をしていただければありがたいと思います。これは随分、自治体とか、常にこれだけやりました、これだけやりましたと、一見効果が上がっているようなのだけれども、全部合計すると実は増えているということがよくございまして、1つの理由は、例えば民生で申しますとエネルギーの消費量は余り増えていないけれども、CO₂の排出量はものすごくふえているという、その辺に僕は1つの原因もあるのではないかと思います。

2つ目、先ほど何人かの委員から出ました住宅の義務化の問題でございます。一言、これ、申し上げたいのは、余り過大な期待をするのは危険であると。なぜかと申しますと、そもそも暖房、冷房のエネルギーは全体の 1/4、25%ぐらいしか占めていないわけです。ですから、ここを頑張ってもそれほど目立った効果は得られない。もう一つは、日本には膨大な住宅のストックがございます。義務化というのは新築だけが対象でございますから、私有財産であるストック建築には適用のしようがないということで、実は義務化という和一見、全部の家に義務化がかかるような錯覚を抱くのでございますが、これはとんでもない間違いで、何十年もかかるのだということですね。ですから、申し上げたいのは、要するにストック建築に対してそういう何かの政策が適用できるような、まさに国民運動を起こすことが重要だと、そういうことでございます。

以上でございます。

○浅野部会長 ありがとうございました。

藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 2つ申し上げたいと思います。1つは環境省のデータに出ていますが、自主行動計画の評価なのですけれども、3業界しか出ていない。まあ、ペット協会も頑張っておられるのでしょうけれども、やはり一番は排出量の多いところのデータ開示が必要です。これは当然ですね。排出量が多いところ、排出効果のあるところの実態がわからないと意味がない。ここに示されている3業界全体の問題では必ずしもないと思うのですね。

それから自主行動計画ですが、これまで一定の成果を上げてこられると思いますけれども、今後、2030年、あるいは50年を見据えれば果たしてこういった形だけで必要な削減ができるのかどうか。規制がなくて十分な削減ができるのかということです。つまり、先にいいました排出量の多い産業、排出効果のあるところに集中したような対策をとらずに、わが国の排出削減を勧められるのかどうかということは、今後、この両審議会で検討、真剣に考えていかなければいけないと思います。

もう一点は国際貢献です。JCMをやっておられて、これは非常にいい施策だと思いますし、成果も徐々に上がっていると思うのですが、最大の欠陥は、これはクレジットについて市場でのトレードができない。キャップアンドトレードについては先ほど否定的なご意見がありましたけれども、カーボンのトレードであっても、大豆のトレードであっても、為替のトレードであってもすべて経済取引です。これを否定していると経済界は成り立たないと思います。そういう議論、これ神学論争になるかもしれませんが、その一方

で中国は 2017 年に全国でキャップ・アンド・トレードを導入する。アメリカはオバマ政権が提案しているものがそのまま行けばアメリカでも石炭火力発電についてはトレードが起こる。EC は既にあるわけですが、少してこずっておりますけれども、つまりグローバルなキャップ・アンド・トレードは 2017 年以降、できる可能性が非常に強まっているわけです。それから、COP21 においてもカーボンにプライスをつけてくれというエネルギー業界からの声もたくさん出ております。こういうことを我々は真剣に考えていかないと、日本にとってふさわしい形のより効率的な、何が一番、このキャップ・アンド・トレードの利点かという、それは効率性です、経済効率性のためのトレードです。これをこれまでのように産業界が否定していると我が国経済はこの分野でもビハインドしていくのではないかという懸念をもっております。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

それでは、原澤委員、どうぞ。

○原澤委員 2 点です。1 点は今日の資料のご説明の中でも何回か、地球温暖化対策計画をできるだけ速やかに策定ということで非常に頼もしく思ったのですが、京都議定書目標達成計画の全く焼き直しということではないようお願いしたいということがあります。というのは、今日ご説明の中でも、例えば省エネ機器の買い替えということで、目標に比べて大分下がってきているという話もあって、これは電球型蛍光灯を対象にしたからであって、LED に代えればこれは一挙に進むのではないかと思います。また、約束草案の議論の中でも積み上げという形で、再生可能エネルギーと原発についてはまだ踏み込みが足りないと思っていますけれども、省エネに関してはかなりしっかり議論して深掘りしていただいたので、そういったことが新しい対策計画に入ればより削減が進むのではないかと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

それで 1 つ質問は、できるだけ速やかにというのはいつまでかをお聞きしたいというのが質問でございます。

2 点目が、今日は議題にも上がっていないのでコメントするのがいいかどうか気になるのですが、政府はあわせて適応計画を策定し、COP21 に提出するというので、今後の温暖化対策は緩和と適応、両方重要であるし、そういう意味では温暖化対策の計画づくりが始まるとすれば、適応計画についてもしっかり反映する、少なくとも統合的に対策をするような方向で行かないと全く別々なものになってしまうと思います。

ので、その点、ぜひよろしくお願いします。

簡単ですが、以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

根本委員、お願いいたします。

○根本委員 ありがとうございます。私からは1点、国内排出量取引制度につきまして意見を述べさせていただきます。この排出量取引制度につきましては先ほど木村委員からご発言がございましたように、やはり炭素リーケージの問題、あるいは研究開発の開発原資の問題などございますので、むしろ温暖化対応として逆行しかねないリスクがあるというふうに考えております。ただいま藤井先生のほうからもご指摘がございましたので、やはり日本全体で引き続き考えていく必要はあろうかというふうに思っておりますが、今現在では産業界の温暖化対策としましては、むしろ革新的技術の開発ですとか低炭素社会実行計画の確実な実行、推進、むしろこちらにつきまして政府の対策の柱として位置づけていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○浅野部会長 ありがとうございました。

それでは、富田委員お願いいたします。

○富田委員 ありがとうございます。私は対策・施策の進捗状況について1点申し上げたいと思います。今回の資料でもわかるように、この進捗状況をチェックするのは大変膨大な労力がかかっているということで非常に大変だったかと思いますが、今後の取り組みを検討する上で非常に大事なことであると思います。その観点で、先ほど高村委員がおっしゃられた3点目のことなのですが、私もそこが一番気になりました。すなわち、対策・施策の目標と、その取り組みを評価する指標が合っているかという点でございます。例えば、省エネ型の電気ポットのところでは普及台数の経年変化が書かれていますが、それが最近落ち込んでいるという評価があります。一方、電気ポット全体の出荷台数も落ちているということを考えれば、全体の出荷台数に占める省エネ型の割合を目標にして、それを評価するという考え方のほうが適切ではないかということでございます。

また、資料4-2 スライド9の公的機関の排出削減のところですが、これは環境省さんのほうで「◎」がついているものですが、ここの評価の中では、電気の使用に伴うCO₂排出量の増加の要因として電力排出係数が増えたことが記載されています。また同時に、この排出係数の悪化をカバーする一層の対策強化が必要だとまで書かれているのですが、この

考え方を裏返せば、排出係数が小さくなれば自ら行う対策は少し緩めでもいいのではないかということになると思えるわけです。何人かの方がおっしゃられたように、来年4月から電気の小売の全面自由化が始まるわけですが、排出係数の小さい電気を購入することで温暖化対策に取り組もうという考え方をする方もいらっしゃるかと思います。しかし、その取り組みを評価する上で供給者の努力と需要側の努力、これを分けて考える、需要側の努力というのは明らかに電力消費量の削減ということになるかと思いますので、それを分けるという考え方が必要なのではないかなと思います。これから策定される温暖化対策計画では、こうした今回のフォローアップの経験というものをぜひ生かしていただければと思います。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

下田委員、お願いいたします。

○下田委員 ありがとうございます。私は個々の対策というよりは全体のマネジメントシステムについてご意見申し上げたいと思います。この約束草案の数字を守っていくためには、特に民生分野と運輸分野に関して PDCA サイクルをしっかりと回していくためのマネジメントシステム、この強化とか多様化、これが大事だというふうに考えてございます。本日拝見しております資料も 2013 年度のデータを 2015 年度の後半に議論しているということになっておりまして、これで政策を考えて予算を立てて市場に広めるということだと思いますと、数年ぐらいのサイクルになってしまっている。そうすると、2030 年までの 15 年間というものも非常に短いものになってしまいます。そういう意味で、また今日お話がございましたように、プロダクトの普及率というのもコンシューマのビヘイビアのようなものを考えれば、それが CO₂ の排出量にそのままつながっているというふうにも考えられないわけございまして、例えば空間粒度の高いものをタイムリーに出していく、あるいはエネルギー消費量の側面からもタイムリーなデータを出していくということが重要ではないかと思えます。例えば、地方公共団体の実行計画をしっかりとバックアップできるようなシステムというものができないのか。今、スマートコミュニティの時代でございますから、そういう新しいシステムをつくっていくことができるのではないかというふうに考えておりますし、それ自体がやはり日本から出していく技術として世界に貢献できるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

それでは、三村委員、お願いいたします。

○三村委員 資料の 5 ですね、COP21 に向けた国際交渉の点について 2 点意見と、質問をしたいと思います。1 つはこの資料にあります野心というところに目標を定期的に提出・見直す仕組みが必要ということが書いてあるのですけれども、これは非常に重要な観点ではないかと思います。国際的な枠組みが効果的で安定的なものになるためには、気候変動、温暖化の進展自体にいろいろな意味での不確実性があるわけですから、その進展を見ながら目標をアジャストしていく、そういう仕組みが組み込まれれば、長期的にこの枠組みを生かしていく上で非常に有効な仕組みになると思います。質問はこの点についてどの程度議論が進められてきたのかという、あるいは今どこまで煮詰まっているのかということをお伺いしたいというのが 1 点です。

2 点目は、2020 年以降の資金援助の問題なのですけれども、例えば 1000 億ドル程度のものを今準備するというのが目標になっている。これに官民の資金を動員すると書いてありますが、この中に従来型というか、今までの ODA の資金も含めるという考え方ができるかどうかということです。私はそうしたほうがいいのではないかと考えているのですが、エネルギー対策にしても、あるいは適用策にしても、途上国のインフラを整備するという面があります。ですから、ODA は ODA、温暖化対策は温暖化対策ということでやるとダブりが生じたり、あるいは両方合わせたほうが効率的に進むという効果があると思うのですね。かつてはニュー・アンド・アディショナルというような意見がありましたけれども、官民の資金を動員するという観点の中に ODA を活用するということが今議論されているか、あるいはどういう取扱いになっているか、その点もお伺いしたいと思います。

○浅野部会長 ありがとうございました。

佐久間委員、お願いいたします。

○浅野部会長 では、佐久間委員、お願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。私からは、既に木村委員がマクロの視点から重要なご指摘をされましたので、ややスペシフィックではありますが、重要な点ということで、資料 4-2 の 32 ページ、ここに温対税のことが記載されてございます。ただ、この記載をみると、今回は 2013 年度の対策の進捗状況のレビューと、こういうことでございますので、これらの税金が何に使われてどういう効果があったかについての記載がほとんどないということでございますので、それについて今後のことになるかと思えますけ

れども、考慮していただきたいと思います。

あとこの石油石炭税、これはもともと産業界、さらには国民に大きな負担を課している。さらにこの温対税はそれに上乗せの負担を求めているというものでございます。ただ、この税金によりまして、当然個社のレベルで言えば CO₂ の排出量の削減努力は削がれている、つまりその資金が失われている、こういうことでございます。ご案内のとおり、個社は低炭素社会実行計画に基づいて 2030 年に向けて鋭意 CO₂ 排出削減に取り組んでいるわけですから、その努力を削ぐ、こういう効果があるということ。あともう一つは、国際競争力にさらされているという点で、これはレベル・プレイング・フィールドをやはり害している、ということだと思います。あとは先ほど廣江委員のほうからいいました今の原発の停止の状態からいえば、逆に石油、石炭の使用が増え、この税収は当然増えているはず、その点が全く考慮されていない、ということではないかと思います。

そういうことからしまして、少なくとも来年4月に予定されている温対税の税率の引き上げの凍結、さらにはこの温対税の廃止、これについてやはり真剣に検討していただきたい、こういうふうに考えております。また今、政府の一部から出ておりますこの温対税を森林整備に使うといったようなさらに個々の企業の排出量削減努力を削ぐ、つまり排出量削減対策に行く資源を、財源を減らす、こういう提案というのは大変問題だと思っていますので、決してそういうことがないように、その点もあわせて検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

それでは、大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 ありがとうございます。国内のことと国際交渉のことで5点、ものすごく簡単にお話しします。1つは、温暖化対策計画をぜひ早急につくっていただきたいということでございまして、これは皆さんも同意見だと思いますが、しっかりお願いしたいということが1つでございます。

それから2つ目ですけれども、高村委員と富田委員が触れられた点ですが、先ほどの前半のところの会議でも申し上げたことでもあるのですけれども、電力の排出係数についてどういうふうに扱うかという問題がございまして、供給者の努力というのが基本だと思いますので、電力の枠組みのほうで 0.37 という数字が出てきていますので、これは供給者のほうでやっていただけることでございます。ただ、需要側についてもどの電力を選択す

るかという問題がございますので、その点の努力についてのインセンティブも与えられるようなことをぜひ検討していくべきであると思っております。これは先ほどの低炭素社会実行計画のほうの話でもあるわけですが、そのような仕組みをぜひ考えていく必要があると私も考えております。

それから３点目でございますが、資料 4-1 で、これはフロンのところですが、これは全く質問でございますけれども、フロンの回収の量が出ていますが、これはもともと 30%程度しかなくて結構批判されていた点だと思うのですが、新しく法律ができたこともあってご努力されていると思いますが、今回のもので何%ぐらいになっているかということがわかったら教えていただけるとありがたいと思います。

それから国際交渉との関係ですが、質問としては、JCM は今回の交渉では多分議題に上らせている暇がないのかもしれませんが、その辺の状況を伺いたいというのが１点。

それから、これは本当に根本的に話でございますが、先ほど最初に審議官のほうからお話いただいたように、2050 年に２度目標との関係では 300 億トン超の追加削減が必要となるというのは、これは多分 2050 に生きている方とか、2100 年の人類からすると、2015 年の地球の人類は一体何をやってきたのかなというふうに多分相当恨まれると思うのですが、将来世代との関係ということはちょっと考えて国際交渉をしていただけるとありがたいと思います。日本としてはもちろん責任は 3%なのですが、他方で、現在の主要国がほとんど入るような状況をつくり出したのは、これは日本のある意味、行動の結果だったところはあると思っていまして、いい面がとてもあると思っております。他方で、現在の状況に対しての責任もあるわけなので、ぜひ引き続きリーダーシップを発揮するというつもりで国際交渉に臨んでいただきたいと思います。２度目標に関しては不確実性の問題がありますが、50%というふうに考えた場合にでも、飛行機に乗るときに 5 割の確率で落ちる飛行機に乗るかどうかということを考えていただくと、不確実性の問題をどのぐらい重視すべきかということもわかるのではないかと思います。

以上です。

○浅野部会長 ありがとうございました。

それでは、今日代理出席の方のご発言をお願いいたします。若林代理、どうぞ。

○杉山委員（若林代理） ありがとうございます。委員の方のご発言の中で排出量取引制度に関して、今、中国やアメリカで制度導入の動きがあり、それをもとに国際的なリン

クが必要だといったご発言がございましたので、1点だけコメントさせていただきたいと思います。特にアメリカで導入を予定されている制度に関してなのですが、あれはアメリカ国内の発電事業者に対して排出基準を設け、その達成手段の1つとして国内の発電部門に限ったクレジットの市場取引が提案され、それを通して効率的な基準達成を目指そうというものであって、決して市場の国際リンクを意図しているものではないという点を指摘させていただきたいと思います。

あともう一点、国際的な取り組みというのはグローバルな形での排出削減を目指すという意味では非常に重要だと思うのですが、それを促す仕組みとして必ずしも排出量取引である必要はなくて、要はそういった国際的な活動をエンカレッジする仕組みをどうデザインするかという問題ですので、そういった適切なインセンティブを設計できればいいのであって、そのための施策を今から限定する必要はないと考えます。

以上です。

○浅野部会長　もうお一方、代理でいらしていますが、よろしゅうございますか、特にご発言はございませんか。

○伊勢委員（圓山代理）　はい。

○浅野部会長　ありがとうございました。

それでは、質問が幾つか出ております。まず環境省に幾つか質問がありましたので、簡潔に答えてください。サマータイムの話、それから計画策定については、これは経産省と両方なのですが、あと幾つかありましたか、環境省が二、三ありました。それから、外務省の方にも今までのCOPの交渉の進捗状況についてのご質問がありましたので、それについてお答えをいただければと思います。

それでは、環境省から。

○関谷低炭素社会推進室長　まず計画の策定状況は、これはまた経産省のほうからもし補足があればお願いしたいと思いますが、先ほど資料のご説明の中で申し上げましたが、今回、約束草案の提出をさせていただいたことを踏まえまして、今後、COP21の合意の状況を踏まえまして速やかに策定をするということが今のところ申し上げられることなのですけれども、先ほど委員の方からのご指摘もありましたとおり、2030年、時間があるようでそれほどあるわけではないということもございますので、まさに速やかに行うことでそれに向けての取り組みが少しでも早く開始できるように策定していきたいと考えております。

それから国民運動、これはサマertimeとも少し関連しますけれども、国民運動についてのさらに取り組みを強化すべきではないかというご指摘がございました。特に家庭部門、あるいは業務部門を含めたこれからの大幅な削減という中でこの国民運動の位置づけ、我々も非常に重要なところだと思っております。これまで行ってきた取り組みについて少し今回も資料の中に入れさせていただいておりますけれども、こういったものをさらにどう進めていけばいいのか、先ほどご意見の中でも体制をしっかりと組んでいくというような話もあったと思いますけれども、そういうところも含めてもう一段強化していくための方策を考えていきたいというふうに思います。

サマertimeについては、申しわけございません、なかなか政府レベルでのご議論というのは多分ないと思っておりますので、ある意味、サマertimeも含めて暮らし方の部分でどうエネルギーの消費、あるいはCO₂を下げていくかということだと思っておりますので、今の国民運動も含めた議論の中でこういった対策を家庭や業務に向けてやっていくのかということを考えていきたいというふうに思っております。

○浅野部会長 ありがとうございました。

それでは、外務省から。

○中野気候変動対策課長 まず気候変動の不確実性を勘案しつつ、今後の目標を調整していくということがきちんと議論されているのかということ、そういう質問でございますけれども、今の共同議長から出されていて改定されているテキストの中でも、グローバル・ストックテイクというものを定期的にやっていこうということが書かれているわけですが、その際に Best Available Science、そのときどきのサイエンスを勘案しながらそのグローバル・ストックテイクをしようというふうに書かれておりますので、そのときどきの最新の科学的知見を活用してその目標の見直しというのは進んでいくのだらうというふうに考えておりますし、私たちのほうもそういうことを留意しながらやっていくということでございます。

それから、2つ目に途上国支援について ODA を活用していくべきだというご指摘でございます。途上国の中で先ほどご指摘があったとおり、途上国支援というのは通常の開発の ODA ではなくて、別の気候資金を使うべきだという議論はあるのですが、実は、先進国のほうは日本を含めまして従来型の ODA も気候変動対策に資するものは組み入れて私たちは気候変動対策ということでやっておりますので、これは先進国側はそういう立場でございますし、今後とも通常の ODA で気候変動対策に資するものはきちんと入れた形で進

めていきたいというふうに考えております。

最後に JCM につきましては、既に半数を超える各国から提出された約束草案が市場メカニズムの活用、またはその可能性の検討を示しているということと、あとは JCM 自体の名前が今のテキストに入っているわけではありませんけれども、市場メカニズムの活用に関する文言が今テキストの中に入っておりますので、JCM を活用する際のベースになるような文言が今案文としてございますので、それを我が国としては JCM に活用できるような形で交渉をぜひまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

○浅野部会長 ありがとうございました。

それでは、JCM について補足を環境省から。

○小笠原市場メカニズム室長 JCM の状況についてのご質問がありましたので、現在、インドネシア、モンゴル、バングラデシュ等を含めて 15 カ国と協定を結んで進めております。7つのプロジェクトが登録をされております。登録簿の運用も先週の金曜日から始めておりまして、環境省、経済産業省、両方でフィージビリティスタディでやるとか、プロジェクトの支援とかを行っているところでございます。

○浅野部会長 ありがとうございました。

それでは、フロンについては経済産業省のフロン室からお答えいただきます。米野室長、どうぞ。

○米野オゾン層保護等推進室長 経産省のオゾン層保護等推進室長をしております米野と申します。大塚委員のご質問でございますが、伸び悩んでおる業務用冷凍冷蔵機器の直近の回収率という話でございますが、少し資料が多くて説明がされませんでした。経産省の資料 4-1 の詳細版、少し分厚い資料でございますが、その 170 ページでございます。先ほど委員のお話にもございましたように、3 割程度という形で、170 ページの 2 つ目のグラフでございます。30%強というので 2013 年も横ばいということで 34%、ただ先ほど要約版で説明されましたように、法律を 2013 年に変えてございますが、1 年半ほど施行のための準備をいたしておりまして、この改正法が施行されたのが 2015 年、今年の 4 月からということで、これは先ほど説明がありましたようにライフサイクル全体を見直して、例えば回収されたものの再生をさらに促進していくといったような効果が今後徐々に出てくることを今、期待しておるというところでございます。

○浅野部会長 どうもありがとうございました。

それでは、いろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございました。参考になるご意見を多数いただきましたので、今後、事務局では議事録を精査して、参考になるご意見をご利用いただければと思います。

それでは、産業構造審議会の山地委員長に一言お願いいたします。

○山地委員長 ありがとうございます。冒頭の挨拶では、長期的かつグローバルな視点からということでリスク対応と国際貢献の重要性を申し上げましたが、決して国内対応を軽視しているわけではありませんので、ここでは国内対応の話をさせていただきます。皆さん種々ご指摘のとおり、国内対応には非常に多くの課題があります。原子力や再生可能エネルギーのミックス目標の実現という課題もありますが、そのミックスを議論する前提となる省エネが最も野心的な挑戦であるというのが私の認識です。しかも、1970年代、80年代には大幅な省エネを実現したのですが、このときの主役は産業界だったわけです。それから、2000年前後、特に今世紀に入ってから運輸部門の省エネも相当進みましたが、いわゆる民生、生活周りですね。業務、家庭というところの省エネはなかなか進まなかったのが、今回のミックスの中では具体的に見てみるとわかるのですけれども、今回のエネルギーミックスのプランの中での省エネの主役は生活周り、民生部門であります。これをどう達成するか、これが私は一番のキーだと思っていて、その中では今日も議論が出ましたが、やはり人に注目して、その行動をどう変えていくか、国民運動という話もありましたけれども、中上委員からですかね、消費者行動にどう影響を与えるか、これは情報の与え方とかいろいろなインセンティブの与え方がありますが、ここが大事だと思います。それとともに人が行動する社会のインフラ、建物の話もありましたけれども、建物以外の社会インフラはいっぱいあります。そこを効率化していく、そういう新しい省エネをねらっているのだということが非常に重要で、一応プランの中には数値は書いてありますけれども、それをいかに実現するかということが課題だ、そういう認識でございます。ぜひこれにチャレンジしていく必要があると思っております。

○浅野部会長 ありがとうございました。私も今、山地委員長がいわれたことと余りそう変わらないので繰り返してもしょうがないと思います。ただ、先ほど委員の中から発言がありましたように、自治体がまるきり関係ないような顔をしてもらっても困るわけで、特に国民の、もう一つ、先ほど中上委員から国民運動という言葉より消費者行動何とかのほうがいいだろうといわれたのは私も大賛成でありまして、確かにそういうほうがいいだろうと思うのですが、それにしても、それは国がやること、都道府県がやること、市町村が

やること、いろいろあると思うのです。そこが今バラバラになってしまっている。特に都道府県や中核市以上の市が計画をつくろうと思っても国が何もいってくれないから何もできないではありませんかみたいなことをいわれてしまうのですが、そんなことはないはずなので、本当は身近なところからどれだけできるかというのは幾らでも計算できるはずなのに、さっぱりやろうとしないわけですね。ですから、もう少し情報をしっかり流して風通しをよくして、まずやはりこれは自治体が動いてくださって国民と直接に密接につながるところが動いてくださらないとどうにもなりませんという情報がまるきり流れていないような気がいたします。地方自治体は国が何とかしてくれるのだろう、そんな感じで、2030年目標がこのぐらいになっているのでといわれても、ああそうですかというような印象しかもっていないのではないかと。これは大いに心配されることでございます。やはりもう少しこの審議会も活用していただきたいと思います。事務局は何をやっているのだと思うのですけれども、半年に1回、1年に1回開かれてもどうにもならないですね。確かにみんな嫌なことをいいますから聞くのは嫌なのかもしれませんが、嫌がらずに聞いていただければもう少し知恵がわくかもしれません。いずれにせよ早急に法律にもとづいて策定することになっている温暖化対策計画をつくっていただいて、その計画をちゃんと動かすというその手立てまで考える。来年は、ですからちゃんとした計画にもとづいての点検がこのような合同会議でできるようになることをぜひ期待したいと思っております。

それでは、大変ありがとうございました。今日は5分遅れで始まりましたので本来、25分まで会議を開くことをお許しいただけるはずですが、この後、田中審議官の発言次第でどうなるか、ということでございます。田中審議官、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中大臣官房審議官　ありがとうございました。短くまとめたいと思います。本日は多岐にわたりまして貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。冒頭からいろいろ説明もありましたけれども、いよいよ今月末といってももう再来週になりますが、パリで気候変動枠組条約締約国会議の第21回会合が開催をされます。今回の会議におきましてすべての国が参加する公平でかつ実効性のある枠組みを構築しようということで、三又審議官なり外務省からのご説明にもありましたけれども、世界が今一致して何とか成功させようということで最後の議論を始めようとしているところでございます。

IPCCの報告書でももうこれはご存じのとおりでございますけれども、現行を上回る対策

をとらなかった場合、今世紀末までに最大で4.8度上昇する可能性があるというような予測もあります。INDCがかなり、9割出てきていて、これが完全に実施されても、それでも2度を超えて、あるいはレポートによっては3度を超えるような予測もされているという状況でございまして、技術も含めて長期的に削減を見通していく、そういう喫緊の要請に迫られているということでございます。

気候変動は長期にわたる問題でございますけれども、周回先にあるというお話もありましたけれども、そういった先進国だけではなくて、成長著しいそういった途上国も含めて国際社会全体で取り組みを一段、二段、長期的に強化をしていくということが必要でございます。今、京都議定書に替わる新しい枠組みを何とか成立させようということで議論しておりますけれども、今回のCOPにおける合意は大変重要なものであるというふうに認識をしております。

それから、原澤先生のほうから適用計画の話がありましたけれども、今回の合意は排出削減だけではありません。特に途上国、脆弱な国からはもう既に起きている温暖化、あるいは温暖化への影響にどう対応していくのかということ、それに対する国際協力を求める声も非常に強いものがございまして、まさしく緩和と適用の両面にわたって新しいシステムをつくっていくということが今、必要になっているところでございます。

2013年度の対策・施策の進捗状況につきましては前半の議論もございましたけれども、順調に進んだものの、当初の想定どおりは進まなかったもの、いろいろあるわけでございますけれども、今日ご議論いただいたその評価の結果も踏まえながら、今後、COPの結果も踏まえてできるだけ速やかに地球温暖化対策計画の策定をして、その着実な実施につなげてまいりたいというふうに考えております。

委員の皆様方におかれましては、浅野先生のお言葉にもありましたけれども、この地球温暖化問題をめぐる諸課題につきまして今後ともご意見を賜りたいというふうに思っております。引き続き、大所高所からのご議論をぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○服部環境経済室長　委員の皆様におかれましては活発なご議論、ありがとうございます。した。

議事録につきましては事務局で取りまとめを行い、委員の皆様へご確認いただきました後、ホームページに掲載をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

—了—